

株式交換に係る事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

平成 28 年 10 月 5 日  
住友商事株式会社  
住商特殊鋼株式会社

平成 28 年 10 月 5 日

東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号

住友商事株式会社

代表取締役社長 中村邦晴



東京都品川区西五反田二丁目 28 番 5 号

住商特殊鋼株式会社

代表取締役 山本健二



住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び住商特殊鋼株式会社（以下「住商特殊鋼」といいます。）は、平成 28 年 9 月 2 日付で両社間で締結した株式交換契約書に基づき、平成 28 年 10 月 5 日を効力発生日として、住友商事を株式交換完全親会社とし、住商特殊鋼を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

本株式交換は、平成 28 年 10 月 5 日に効力を生じました。

### 2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

#### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

#### (2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

##### ①会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

住商特殊鋼は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、平成 28 年 9 月 14 日付で住商特殊鋼の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社となる住友商事の商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った住商特殊鋼の株主はおりませんでした。

##### ②会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

##### ③会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当することから、会社法第 796 条の 2 但書きの規定により、本手続を行うことができる住友商事の株主はおりません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

①会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

住友商事は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、平成 28 年 9 月 14 日付で住友商事の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる住商特殊鋼の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、会社法第 797 条第 1 項但書きの規定により、株式買取請求を行うことができる住友商事の株主はおりません。

②会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によって住友商事に移転した住商特殊鋼の株式の数は、住商特殊鋼の発行済株式の総数 1,175,994 株から、住友商事が保有する住商特殊鋼の株式 1,055,223 株を除いた 120,771 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 住友商事は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対の意思を表明した株主はおりませんでした。

(2) 住商特殊鋼は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 4 日開催の臨時株主総会による承認を得て本株式交換を行いました。

(3) 住友商事は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の最終の住商特殊鋼の株主名簿に記載又は記録された住商特殊鋼の株主（但し、住友商事を除きます。）に対し、その所有する住商特殊鋼株式 1 株につき、住友商事の普通株式 0.431 株を割り当てました。なお、住友商事が交付した普通株式の総数は 52,052 株であり、交付した株式の全てについて住友商事が保有する自己株式を充当して

おります。

(4) 本株式交換による住友商事の資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上